季刊
土地連会報

発行所
沖縄市町村
軍用地等地主会連合会
那覇市久米2丁目7番地の2
発行人　砂川直義
電話　⑱—6270
⑱—0641

〝国有地〟を返し、地料支払え
＝嘉手納飛行場地域＝

土地連
国有地返還委が結論
国の出方によっては訴訟も

＊＊＊＊＊＊＊＊

政府は第二次大戦中、旧日本軍に接収され、現在国有地として取扱われている嘉手納飛行場内の土地を旧地主に返し、その土地に係る賃貸料をそ及して支払うべきである—土地連は、去る十月十七日に国有地返還対策研究委員会を発足させ、国有地となっている土地の旧地主への返還および補償について調査研究を行なっていましたが、十一月三十日、嘉手納飛行場地域について前述のような結論を出しました。政府に対する返還と賃貸料支払い請求は、年明けとともに行なわれる予定ですが、成り行きによっては、国を相手取っての訴訟も辞さない構えであり、政府の出方が注目されます。次回からの委員会は、読谷飛行場内の〝国有地〟について検討する予定。

＊＊＊＊＊＊＊＊

復帰前は米軍の管理下に置かれいまは国に移管されているこれらの〝国有地〟は、県下に百二十八万六千坪余もあります（この数字は土地連に加入していない八重山宮古の市町村の分を除いたもので石垣市の五十三万坪、竹富町の五十一万坪、平良市の五十二万坪などを含めると三百五十万坪ほどに達するものと推計されている）。

これらの土地は、第二次世界大戦中（昭和十五年から同十九年）国防目的達成の名のもとに強制的に接収されたものです。「戦争終結後は地主に返す」ことが、接収の条件になっていた、といわれましたが、登記証書など旧地主の所有権を回復する基礎資料のほとんどを戦火で消失してしまったため、返還請求に支障を来たしていました。しかし、国有地返還委の調査研究で、これまで不明確になっていた部分が明らかになってきました。つまり、旧日本軍による土地接収は①何らの法的手続を経ないまま個人の財産を強制的に収用したこと②関係地主のほとんどが土地取り上げに対する実質上の対価を受けていないこと—がわかったのです。後者については、一部地主にわずかのカネが支払われているが、それは物件の補償であって、土地の代金は支払われていない。また、受領補償金にしても、やはり「国防目的達成」のため、国債や郵便貯金に半ば強制的に振りむけられましたが、戦火の中で現金化もできず、そのままになっているのです。

このような形で接収された土地は、地主の係わり知らぬうちに国の所有になり、そして国有地ということから、地主への賃貸料も現在に至るまで、まったく支払われておらず、地主の損失は莫大なものになっています。

土地連では、今回結論の出た嘉手納飛行場地域の関係地主の所有権回復と賃貸料のそ及支払い請求を年明けの早い時期に行なわせたい方針ですが、政府がこの地主要求を拒否すれば、裁判に提訴する考えです。また、読谷村、伊江村など七つの会員市町村の〝国有地〟についても実態を調査し、旧所有者への返還と適正補償について、できるだけ早く結論を出したい考えです。

国有地返還委メンバー

牧野博嗣（弁護士）、久貝良順（弁護士）、砂川恵伸（琉大教授・民法）宜野座毅（弁護士）、糸満清（弁護士）、比嘉貞信（土地連会長）赤嶺慎英（同副会長）、徳里政助（同理事）、松田善康（同理事）

（注）①土地連に加入していない市町村を除く
②那覇市のカッコ内の数字は個人別明細の調査中のもの

〝国有地〟調べ

（昭和47年11月30日現在）

市町村名	筆数	面積(坪)	地主数	接収年月日	現在の状況	地代受領の状況
伊江村	424	220,116	214	昭和17.18.19年	軍用地（伊江島補助飛行場）	大部分が現金未受領
与那城村	4	10,808	3	昭和17年	防風林	全部が現金未受領
勝連村	112	30,237	81	昭和16.18年	保安林、農耕地、軍用地	大部分が現金受領
読谷村	1,725	655,670	480	昭和18.19年	軍用地（読谷補助飛行場）	大部分が現金（預金）受領
嘉手納村	230	145,347	124	昭和19年	軍用地（嘉手納飛行場）	大部分が現金未受領
那覇市	88	30,739 (277,743)	63	昭和15.17.18年	軍用地（那覇飛行場）	大部分が現金（預金）受領
佐敷村	12	1,948	12	昭和19年	民間住宅地	全部が現金（手形）受領
与那原町	29	13,987	28	昭和16年	民間住宅地	全部が現金（預金）受領
計	2,609	1,386,595	1,005			

非細分地
制度の存続認めよ
地料支払急げ

土地連は、十月六日の役員会で「非細分土地制度の存続並びに同賃貸料の早期支払いについての要請決議」を行ない、自治省、防衛施設庁など関係機関に送付しました。（**別掲要請書参照**）。非細分土地の復帰後の取り扱いについては、政府の復帰対策要綱で「特別の措置を講ずる」ことが決められ昭和四十七年度予算では、賃貸料三億三千四百万円、調整金五億一千百万円、合計八億四千五百万円が計上されていますが、国側の支払い方法決定の遅れからいまだに支払いが行なわれないため、この要請となったものです。

非細分土地という特殊軍用地の面積は県下で一千二百四十六万七千四百四十平方メートル（約三百七十七万一千三百八十三坪）もあり、その施設別内訳は、施設区域一千二百十三万一千八百九十七平方メートル、道路十九万九千四百五十二平方メートル、水道二万一千七百四十平方メートル、電力七万九千二百七平方メートル、那覇飛行場三万五千百十三平方メートルとなっています。

しかし、このぼう大な規模を占める非細分土地を土地として認める制度はできるだけ早くなくしたい、とする政府の方針に変わりはないようです。

といいますのは、昭和四十七年度における非細分土地予算として計上されている調整金は、同年度限りでなくなるものだし、地料も次年度からは、地料としてではなく「交付金」といったような特別措置により処理する、といわれているのです。

これまで、たびたびふれましたように、非細分土地というのは、土地調査が実施され、地籍が確定すれば、消えてなくなる性格のものには違いありませんが、現実は、土地調査は行なわれていないし、従って地籍も確定していません。

土地連や関係市町村の要求は、永久にこの制度を存続させよ、というのではなく、土地調査が行なわれ、地籍が確定するまでの間はこれまで通り、同土地制度を認めそれに係る賃貸料を支払ってほしい、という要求なのです。

非細分土地制度の存続並びに同賃貸料の早期支払について（要請）

戦後の地籍調査の不備により生じた非細分土地の復帰後の取り扱いについては、地籍が確定するまでの間は、従前通り、市町村による管理並びにそれに係る地料の受領が継続できるよう要請してきたが、政府は昨年九月三日に閣議決定した第三次復帰対策要綱で「従前、市町村に支払われていた市町村非細分土地賃貸料に相当するものについては、当該軍用地返還までの間、市町村に対する財政措置の一環として特別の措置を講ずるものとする」との処理方針を明らかにした。

政府のこの処理方針は、われわれが要望してきた従前の制度が全面的に認められたものではなく、特別措置を講ずるについても、現在まで何らの具体的処理方法が明示されていない。はなはだ遺憾である。

これまで、再三にわたり、実情説明をしてきたように非細分土地という特殊軍用地は、約一千二百六十万平方メートル（三百八十二万坪）に及ぶぼう大なもので、二十八市町にまたがって存在しているが、同土地に係る賃貸料は、乏しい沖縄市町村財政の貴重な財源の一つになっている。

ついては、同土地に対して計上されている昭和四十七年度予算額をわれわれの要望に基づく賃貸料として、適正かつ早急に全額支払いするよう強く要請する（沖縄市町村軍用地等地主会連合会）

あて先＝防衛庁長官、防衛施設庁長官、大蔵大臣、沖縄開発庁長官、運輸大臣、建設大臣、通産大臣、自治大臣、厚生大臣、那覇防衛施設局長、那覇空港管理事務所長、沖縄総合事務局長、沖縄県知事、沖縄電力株式会社、運輸省大阪航空局長、沖縄県市長会長、沖縄県町村長会長。

四十八年度賃貸料
政府折衝始まる

軍用地など昭和四十八年度の賃貸料折衝が、はじまりました。土地連の比嘉会長と砂川事務局長は十二月十九日上京し、防衛施設庁（施設区域）、運輸省（那覇空港）、建設省（道路）、自治省（非細分土地）それに大蔵省に賃貸料要求書を提示、折衝を開始しているのです。

政府が賃借人になっている各施設に対する要求額は、施設区域が二百四十八億三千五百四十九万円（一時使用　許可地、建物等を除く。現行は百八十八億）、那覇空港が二億四千六百八万円（現行三億四千五百万。要求が現行より低くなっているのは、復帰後の施設区分で運輸省管轄とされていたところが施設庁管轄となったため）道路が十四億一千六百一万円（県道を除いた額。現行は　九億九千万）、非細分土地が十八億五千六百二十五万円（現行九億六千百万）となっています。

また、土地連では、政府関係施設分の折衝を行なう一方、県（水道）、沖縄電力株式会社（電力）についても地料折衝を行なう段取りを整えていますが、全体のアップ率は現行の二五%を上まわるものになっています。

軍用地メモ’72
主要日誌

【一月】

五日　▼比嘉土地連会長、砂川同事務局長が上京、昭和四十七年度要求賃貸料について政府折衝▼大蔵省、四十七年度軍用地等賃貸料を一五一億円（内訳＝純賃貸料一二〇億三、三〇〇万、関連経費三〇億八、七〇〇万円）と第一次の予算内示▼同内示に土地連が要求額二二五億八千万を全額認めよと不満の抗議電

七日　▼米国・サンクレメンテで開かれた日米首脳会談で、沖縄の五月十五日返還決まる▼土地連「解放軍用地地主の生活保障に関する要請」を決議、要請書を防衛施設庁長官ら関係機関に送付

十一日　▼昭和四十七年度軍用地等賃貸料一八五億五、三〇〇万円に正式決定

十四日　▼隣接市町村行政協議会（那覇、浦添、豊見城、南風原、西原の五市村構成）、自衛隊の沖縄配備に反対する決議採択

十七日　▼野呂政務次官、軍用地の契約促進で来県

十九日　▼土地連臨時総会開催、来県中の野呂政務次官も出席、軍用地提供で地主の協力を要請

【二月】

二日　▼読谷村・渡具知軍用地開放要求地主会（昭和四十六年十二月結成）、村当局、議会に開放協力要請を行なう。

三日　▼渡嘉敷村土地対策委員会の金城委員長ら代表五人が上京、江崎防衛庁長官に前島訓練場の返還を要請

十六日　▼陸上自衛隊の中村竜平幕僚長ら幹部、自衛隊の沖縄配備促進のため来県

十七日　▼米民政府、嘉手納サイト・大木サイト・赤道サイト・泡瀬防空待避所・楚辺方向探知西サイト・コザ憲兵隊詰所の五基地を四月十八日付で解放すると発表

二十二日　▼日本弁護士連合会・沖縄弁護士会の合同総会で「請求権に対する完全補償」等を決議

【三月】

一日　▼谷口沖縄・北方対策庁沖縄事務局次長、土地連で復帰後の軍用地賃貸料の詳細について説明

三日　▼市町村軍用地地主会、市町村当局を対象とした防衛施設庁の軍用地契約、賃貸料説明会始まる

十四日　▼米民政府、バクナー中将記念碑・羽地陸軍補助施設（同施設への連絡道路含む）・本部採石場・与儀貯油施設・極東放送・石川ビーチを五月十四日付で解放すると発表

二十三日　▼米海兵隊普天間飛行場の排水溝からの流水で宜野湾市真栄原の農作物が被害受ける

二十五日　▼那覇空港のP3対潜哨戒機を普天間飛行場に移駐させるとの米軍方針に宜野湾市が抗議決議

二十八日　▼高橋儀一福岡防衛施設局長が「山中（前総務長官）が甘やかしたので、米軍関係で沖縄地元民への補償が大変だ」と発言、問題化

三十一日　▼県労協主催「全軍労支援・春闘勝利労働者総決起大会」で自衛隊配備阻止、軍用地強制収用法廃棄を決議

【四月】

三日　▼解放軍用地の復元補償並びに同地から収益が生ずるまでの期間賃貸料相当額を補償せよとの土地連要請に対し、返還協定第四条に従って支払うほかは米国に法的責任はないと米民政府回答▼防衛施設庁、各軍用地市町村・地主会に修正賃貸料案を提示▼防衛施設庁、賃貸契約説明会で軍用地賃貸契約の期間は軍用地の存続する　期間中であり、契約書に規定する「一年」は賃貸料の更新期間であると説明

十七日　▼沖縄弁護士会、軍用地契約に関する意見書公表①契約の諾否は地主の自由②政府（防衛施設庁）提示の契約書は地主に不利—と意見述べる

二十二日　▼自衛隊沖縄移駐隊第一陣二十人沖縄入り

障害防止工事の助成　（基地周辺整備法第3条による補償）

補助の割合　……補助の割合は十分の十とする。ただし、障害の発生が法第二条一項に規定する自衛隊等以外の行為にも帰せられるとき、又は補助に係る工事が補助を受ける者を利することとなるときは、それぞれの帰せられ、又は利する限度において防衛施設庁長官の定めるところにより補助の割合を減ずるものとする（同法施行令第二条）

補法の内容

対策と民生安定

解　説

基地周辺整備法に基づく騒音防止対策や道路建設・改修などの助成事業が、いよいよ始まってもはじまりました。同法の助成事業は、政府・防衛施設庁が反基地感情中和剤として政策的に使っている事業であるとして、一部市町村や民主団体などから強い反発を受けているものですが、那覇市や豊見城村など多くの革新市町村が「基地に反対し、自衛隊や沖縄配備に反対するという基本姿勢を堅持しつつ、現実に起きている被害に対しては当然の権利として補償要求する」との態度を明らかにしたため、同法の助成事業は、復帰前から積極的な受け入れを進めてきた保守市町村だけでなく、ほぼ全県の基地周辺市町村で実施されることになりました。

那覇防衛施設局（銅崎富司局長）は、去る十月九日、沖縄における初の基地周辺整備助成事業計画を発表、十一月一日には第一次計画を明らかにしました。

同計画の事業内容は、那覇市・山下排水路工事（那覇空軍・海軍和軍約の発効した昭和二十七年ごろからで、福岡県・芦屋飛行場の原因とした住民損害が自立って発生するようになったのは、日米平

からの基本申請が提出しているとして、昭和四十八年度における沖縄の基地周辺整備事業予算を総額二十五億四百万も大幅要求しているという、同事業はますます活発化しそうです。

ところで、基地周辺整備法ですが、これは、正式の名を「防衛施設周辺の整備等に関する法律」といい、またの略称を「基地法」とも呼ばれている法律です。

在日米軍や自衛隊の射撃、爆撃、飛行などのあらゆる訓練・演習行為によって生ずる住民損害を補償するとともに、損害の防止対策を講ずることを目的として昭和四十二年二月に制定されたものです。

基地周辺問題対策としての同法の制定は、全国的事会や市長会、地方議会などの強い要望の末、やっとのことで生まれたものといわれます。

基地が制定までの経過を少しふりかえってみますと、駐留米軍基地を原因とした住民損害が自立って発生するようになったのは、日米平和条約の発効した昭和二十七年ごろからで、福岡県・芦屋飛行場の騒音訴訟、東京都・横田基地の騒音訴訟、神奈川県・厚木基地の騒音訴訟、大阪府・八尾基地の騒音訴訟、兵庫県・伊丹基地の騒音訴訟、沖縄・嘉手納基地の騒音訴訟などが全国各地の基地周辺で起こされ、住民の基地公害に対する関心が高まってきました。

基地法は、このような経緯と目的をもって制定された法律ですが、その運用の面に問題はないか、といいますと必ずしもない、とはいえないようです。

基地法による基地周辺整備事業に反発している人たちは、防衛施設庁はこの整備事業を住民の反基地・反自衛隊感情をやわらげるために利用しようとしている。それは、同庁の広報紙に記載されている「昭和四十八年度新規事業計画について」で「昭和四十八年度においては、騒音における基地をめぐる反対運動がますます激化する情勢が考えられ、これを積極的に解決するためにも従来からの基地周辺対策事業を大幅に増額する必要がある」と述べていることでも同庁が整備事業を今後基地対策として政策的に使っていることがよくわかる、と指摘しています。また同法制定以来、整備事業を受け入れている本土の市町村でも「現行制度及びその運用面について多くの改善を要する問題があり、予算措置についてもきわめて不十分で

補助対象施設	補助の対象となる障害	防止等の対策	障害防止工事の内容	障害防止工事の実施例	補助申請している沖縄の市町村（47年8月現在）
農業用施設	機甲車両その他重車両（装甲車など）の頻繁な使用、射撃、爆撃、その他火薬類の使用の頻繁な実施に伴なう演習場の荒廃による土砂流出による用水路や排水路の損壊、荒廃による農業用水の不足	用水路、排水路の新設改修 貯水、堤防の新設	用水路、排水路、貯水堤防、せき、用排水ポンプ	各演習場用水路、排水路、 王城寺原演習場貯水えん堤 日出生台演習場貯水えん堤	那覇市（西原障害補助施設）3件、北谷（嘉手納飛行場、施設局通信施設）3件、中城（久場崎学校用地）2件、那覇（那覇空軍・海軍補助施設、牧港住宅地区）2件、具志川市（天願通信施設、川崎・コートニー）3件、コザ市（嘉手納飛行場）3件、読谷（嘉手納飛行場）2件、土地（知念補助飛行場）2件、知念（知念第1サイト）2件
林業用施設	機甲車両その他重車両の頻繁な使用に伴なう演習場内林道の通行阻害や損耗など	林道の付替え	林道、索道、樹苗育成施設	北富士演習場 東富士演習場	
漁業用施設	射撃、爆撃、その他火薬類の使用の頻繁な実施に伴なう魚礁の損壊による魚類の生息、滅退、回避など	魚礁、増殖施設の新設	魚礁、魚つき材、水産動植物の増殖施設	双子島射爆撃場 大野原島嶼演習場	
道路	機甲車両その他重車両の頻繁な使用に伴なう道路の損耗、車両のふくそうなどによる交通困難、迂回による交通時間の増加	道路改良、舗装、補装補修、新設	国道、都道府県道、市町村道及び上記以外の道路（私道）	各防衛施設新設の例（横田―ジョンソン飛行場間の連絡道路）	具志川市（川崎設営隊）
河川	機甲車両その他重車両の頻繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用の頻繁な実施に伴なう演習場の荒廃による流水の増加及び流砂量の増加による河川の護岸の決壊、河床の隆起などによる冠水、冠砂	河川の改良、拡幅、護岸工、床止め固定工など	一級河川、二級河川、準用河川及び上記以外の河川	各演習場	
海岸防災施設	射撃、爆撃その他火薬類の使用の頻繁な実施に伴なう演習場の荒廃による流水及び流出土砂の増加及び堆積ならびに場内河川の管理不能に伴なう場内における河口の閉塞による冠水、冠砂	放水路の新設、海岸導流堤の設置	海岸保全施設としての堤防、突堤、護岸、胸壁その他海水の侵入、侵水を防止するための施設	三沢、芦屋対地射爆撃場	
防砂施設	射撃、爆撃その他火薬類の使用の頻繁な実施、航空機の離陸、着陸など頻繁な実施に伴なう防風林の焼失、伐採による風害、塩害	防風林の新設	風害、潮害、雪害または潮害の防備のための防風林、その他防風のための工作物	三沢、芦屋対地射爆撃場	
その他の施設	機甲車両その他の頻繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用の頻繁な実施に伴なう場内荒廃による流水、流砂による農地堆砂	砂防えん堤の新設	土砂の流出、崩壊の防備飛砂の防備などだれ、落石の危険防止などのための施設、その他の防災施設	島松、王城寺原、相馬ケ原などの演習場	
防災施設	防衛施設の整備のための土地の著しい形質変更（通信施設一進入路）に伴なう地すべりによる農地亀裂、家屋傾斜	地すべり防止工事	地すべり防止施設としての排水施設、擁壁、ダムその他の地すべり防止のための施設	輪島通信施設	
水道	機甲車両その他重車両の頻繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用の頻繁な実施に伴なう演習場内荒廃による保水力減退、土砂流出による飲料水の枯渇、汚濁による飲料不適	簡易飲料用水道施設の設置	飲料水供給施設 工業用水供給施設	日出生台、相馬ケ原青野ケ原、島松、恵庭、大矢野原各演習場	宜野座村（キャンプハンセン）
下水道	防衛施設の整備のための土地の著しい形質変更（飛行場、キャンプなど）に伴なう汚雨水の流水増加による下流域の溢水	下水管の新設	下水道施設 終末処理施設	三沢飛行場、千歳キャンプ	
鉄道	機甲車両その他重車両の頻繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用の頻繁な実施に伴なう演習場の荒廃による流水および流砂量の増加による河川護岸の決壊、河床の隆起などによる河川の拡幅	鉄道橋の嵩長延長の改修	鉄道、テレビ共同受信施設	島松、日出生台演習場	
（その他政令で定める施設）					

【八月】

一日 ▼防衛施設庁、嘉手納飛行場周辺学校の防音整備（学習机・椅子）（四千七百万円）と騒音対策（二〇万円）を決定

二日 ▼土地収用・復元補償等の早期支払に関する要請書を作成、各関係機関に送付要請▼屋良知事、就任後初の施政方針演説で①土地調査②請求権③基地の整理縮小と転用計画④基地被害⑤自衛隊配備―について基本方針示す

五日 ▼東京都、横田基地・山王ホテル宿舎・関東村住宅地区内都有地の米軍使用拒否方針決める

八日 ▼吉謝嘉手納村長、カーバー嘉手納空軍基地司令官に爆音防止を申し入れる、司令官回答①午後十時以降翌朝までのエンジン噴射はしない（やむを得ない場合除く）②銚機場移転はできない

十日 ▼復帰協定確―B52撤去、自衛隊配備、軍事演習抗議県民総決起大会（嘉手納で開く、約五千人参加

十一日 ▼県有地の軍用地契約はじめ方向で検討、と屋良知事県議会で表明

十二日 ▼復帰協・反戦地主会代表、軍用地の損失補償金を即時支払え、と那覇防衛施設局に抗議▼那覇防衛施設局、豊見城村の契約拒否地主三人に公用地等暫定使用法に基づく土地等の強制使用通知行なう（強制使用第一号）▼県有軍用地の再契約はいっさいしない、と宮里副知事記者会見で県の態度を初めて明▼石垣市に保安飛行場、平得飛行場の旧地主代表、両飛行場の旧地主への返還を県、県議会、沖縄総合事務局に要請

十四日 ▼「沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律施行令」と「復帰後の沖縄においてアメリカ合衆国の軍隊の用に供する土地又は工作物の特別措置に関する法律施行令」（第二次分）閣議決定

二十六日 ▼前尾法相、米軍基地にも民法六〇四条（賃貸借の存続期間は二十年を最長期とする）の適用があると、政府統一見解示す

二十七日 ▼防衛施設庁、公用地等暫定使用法施行令に基づく土地・工作物（第一次分七十四カ所）の使用について告示

二十八日 ▼復帰協主催「四・二八県民大会」で自衛隊配備に反対し、公用地等暫定使用法の即時撤廃」の決議採択

【五月】

二日 ▼安里積千代氏ら県選出革新国会議員・革新市町村長・民主団体代表が「軍用地主への訴え」発表、防衛施設庁の不当な真似を排除し土地契約を急ぐな、と呼びかける

三日 ▼暫定使用法の期限切れ土地契約を急ぐな、と呼びかける▼暫定使用法の期限切れ後は地位協定の特別措置法（基地周辺の整備法）の適用により、さらに六カ月間使用することができる、沖縄軍用地について防衛施設庁長官が衆院内閣委で答弁

十五日 ▼沖縄の施政権返還式典▼防衛施設庁・那覇防衛施設局（銅崎富司局長、局員四七人）が那覇市久茂地（儀間太良）内に正式発足

【六月】

八日 ▼那覇防衛施設局開局式

十一日 ▼権利と財産を守る読谷軍用地地主会（伊波栄善会長、結成大会

十四日 ▼国頭、嘉納村VOA施設地主、VOA当局と賃貸契約を締結

十七日 ▼土地連定期総会、役員改選で会長に比嘉貞信氏、副会長に赤嶺栄英氏選ぶ▼嘉手納村議会、嘉手納飛行場の騒音で抗議決議

【七月】

十三日 ▼土地収用委員会、軍用地の解放・基地の整理縮小に関する要請決議、賃貸料等の即時支払に関する要請決議を行なう

十四日 ▼復帰後初の軍用地賃貸料（昭和四十七年度分）、伊江村を皮切りに支払始まる

十九日 ▼比嘉、赤嶺土地連副会長、組織統一問題等で責任とる役員会に総辞表提出

二十一日 ▼革新共闘地区連絡会議、沖縄県軍用地等補償請求事務所を創設

二十二日 ▼土地連役員会、比嘉、赤嶺正副会長の総辞表を保留

二十六日 ▼中部市町村会、中城湾の米軍演習即時中止を決議

二十五日 ▼「沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律施行令」と「復帰後の沖縄においてアメリカ合衆国の軍隊の用に供する土地又は工作物の特別措置に関する法律施行令」（第二次分）閣議決定

二十六日 ▼前尾法相、米軍基地にも民法六〇四条（賃貸借の存続期間は二十年を最長期とする）の適用があると、政府統一見解示す

二十七日 ▼防衛施設庁、公用地等暫定使用法施行令に基づく土地・工作物（第一次分七十四カ所）の使用について告示

二十八日 ▼復帰協主催「四・二八県民大会」で自衛隊配備に反対し、公用地等暫定使用法の即時撤廃」の決議採択

【五月】

二日 ▼安里積千代氏ら県選出革新国会議員・革新市町村長・民主団体代表が「軍用地主への訴え」発表、防衛施設庁の不当な真似を排除し土地契約を急ぐな、と呼びかける

三日 ▼暫定使用法の期限切れ土地契約を急ぐな、と呼びかける▼暫定使用法の期限切れ後は地位協定の特別措置法（基地周辺の整備法）の適用により、さらに六カ月間使用することができる、沖縄軍用地について防衛施設庁長官が衆院内閣委で答弁

十五日 ▼沖縄の施政権返還式典▼防衛施設庁・那覇防衛施設局（銅崎富司局長、局員四七人）が那覇市久茂地（儀間太良）内に正式発足

【六月】

八日 ▼那覇防衛施設局開局式

十一日 ▼権利と財産を守る読谷軍用地地主会（伊波栄善会長、結成大会

十四日 ▼国頭、嘉納村VOA施設地主、VOA当局と賃貸契約を締結

十七日 ▼土地連定期総会、役員改選で会長に比嘉貞信氏、副会長に赤嶺栄英氏選ぶ▼嘉手納村議会、嘉手納飛行場の騒音で抗議決議

【七月】

十三日 ▼土地収用委員会、軍用地の解放・基地の整理縮小に関する要請決議、賃貸料等の即時支払に関する要請決議を行なう

十四日 ▼復帰後初の軍用地賃貸料（昭和四十七年度分）、伊江村を皮切りに支払始まる

十九日 ▼比嘉、赤嶺土地連副会長、組織統一問題等で責任とる役員会に総辞表提出

二十一日 ▼革新共闘地区連絡会議、沖縄県軍用地等補償請求事務所を創設

二十二日 ▼土地連役員会、比嘉、赤嶺正副会長の総辞表を保留

二十六日 ▼中部市町村会、中城湾の米軍演習即時中止を決議

【八月】

一日 ▼防衛施設庁、嘉手納飛行場周辺学校の防音整備（学習机・椅子）（四千七百万円）と騒音対策（二〇万円）を決定

二日 ▼土地収用・復元補償等の早期支払に関する要請書を作成、各関係機関に送付要請▼屋良知事、就任後初の施政方針演説で①土地調査②請求権③基地の整理縮小と転用計画④基地被害⑤自衛隊配備―について基本方針示す

五日 ▼東京都、横田基地・山王ホテル宿舎・関東村住宅地区内都有地の米軍使用拒否方針決める

八日 ▼吉謝嘉手納村長、カーバー嘉手納空軍基地司令官に爆音防止を申し入れる、司令官回答①午後十時以降翌朝までのエンジン噴射はしない（やむを得ない場合除く）②銚機場移転はできない

十日 ▼復帰協定確―B52撤去、自衛隊配備、軍事演習抗議県民総決起大会（嘉手納で開く、約五千人参加

十一日 ▼県有地の軍用地契約はじめ方向で検討、と屋良知事県議会で表明

十二日 ▼復帰協・反戦地主会代表、軍用地の損失補償金を即時支払え、と那覇防衛施設局に抗議▼那覇防衛施設局、豊見城村の契約拒否地主三人に公用地等暫定使用法に基づく土地等の強制使用通知行なう（強制使用第一号）▼県有軍用地の再契約はいっさいしない、と宮里副知事記者会見で県の態度を初めて明▼石垣市に保安飛行場、平得飛行場の旧地主代表、両飛行場の旧地主への返還を県、県議会、沖縄総合事務局に要請

十四日 ▼「沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律施行令」と「復帰後の沖縄においてアメリカ合衆国の軍隊の用に供する土地又は工作物の特別措置に関する法律施行令」（第二次分）閣議決定

二十六日 ▼前尾法相、米軍基地にも民法六〇四条（賃貸借の存続期間は二十年を最長期とする）の適用があると、政府統一見解示す

二十七日 ▼防衛施設庁、公用地等暫定使用法施行令に基づく土地・工作物（第一次分七十四カ所）の使用について告示

二十八日 ▼復帰協主催「四・二八県民大会」で自衛隊配備に反対し、公用地等暫定使用法の即時撤廃」の決議採択

【五月】

二日 ▼安里積千代氏ら県選出革新国会議員・革新市町村長・民主団体代表が「軍用地主への訴え」発表、防衛施設庁の不当な真似を排除し土地契約を急ぐな、と呼びかける

三日 ▼暫定使用法の期限切れ土地契約を急ぐな、と呼びかける▼暫定使用法の期限切れ後は地位協定の特別措置法（基地周辺の整備法）の適用により、さらに六カ月間使用することができる、沖縄軍用地について防衛施設庁長官が衆院内閣委で答弁

十五日 ▼沖縄の施政権返還式典▼防衛施設庁・那覇防衛施設局（銅崎富司局長、局員四七人）が那覇市久茂地（儀間太良）内に正式発足

道路改修等の助成

道路整備の助成は、法第３条（障害防止工事の助成）と４条（民生安定施設の助成）によるものとに大別されるが、もう一つ３条に類するものとして、駐留米軍に提供する施設・区域の新規提供や返還に伴なう付替または復旧を行なう必要のある道路、自衛隊の施設の設置または拡張に伴ない付替える必要のある助成事業がある

助成事業の種類	補助の対象となる障害	事業の内容	補助の割合	備考
法第３条に基づくもの	自衛隊・米軍の機甲車両その他車両の頻繁な通行により、次のような障害が生じた場合○道路が損壊され、通常の維持が困難な道路○幅員狭小のためすれ違いが不可能な道路○路床不良などのため特定の期間交通困難となる道路○橋梁の耐荷重が不足であるため通行車両の重量を制限しなければならない道路○道路交通あるいは沿道に障害を与えている場合	道路の改良 舗装新設 舗装補修	改良 $\frac{4}{5}$ 舗装新設 $\frac{3}{4}$ 舗装補修 $\frac{2}{3}$	補助率は100％が原則であるが、障害の発生が自衛隊等以外の者の行為にも帰せられるとき、または補助工事が補助を受ける者を利することとなるときは防衛施設庁長官の定めるところにより補助の割合が減じられる ○具志川市が道路補装要請○那覇市道路設置計画
法第４条に基づくもの	○自衛隊・米軍の車両が防衛施設への出入、防衛施設間の移動に利用する道路で、自衛隊・米軍の車両の交通量が総交通量の20％以上を占め、かつその通行により道路交通あるいは沿道に障害を与えている場合○防衛施設の在存により著しく迂回通行を必要とする道路○飛行場、対地射爆撃場の周辺に所在する道路で、航空機の事故発生に際しての消防救助活動及び緊急待避などのため必要な道路	道路の改良 その他の道路（付替道路、返還道路）	同上「その他の道路」の付替道路は従前の道路と同程度の機能を有する道路の造成工事の場合100％付替道路工事とあわせて行なう改良工事または付替道路に準ずるもの改良—$\frac{4}{5}$舗装—$\frac{3}{4}$ また、返還道路は原状回復工事の場合100％以内	「沖縄の復帰に伴う防衛施設庁関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令」により、市町村に限定されていた事業主体は「県又は市町村」に広げられ、沖縄県が実施する道路改修等に対する補助率は100％（本土は80％）になった○伊江村が道路改良要請○コザ市が道路改良・舗装、橋改築を計画中○読谷村が道路改良・村道新設要請○北谷村が道路改良２件要請○北中城村が道路新設６件計画○中城が農道新設要請○東風平村が道路改良要請○具志頭村が道路改良要請○玉城村が通学路２件設置計画○上野村が道路改良・補装計画

騒音防止対策の助成

（法第３条と第４条に基づくものの２種あり）

補助対象施設	施設工事の内容	補助の割合	備考
（法第３条に基くもの） 1 学校	校長室、会議室、教員室、普通教室、特別教室（音響による教育阻害の少ない室を除く）、図書室、教員研究室、医務室、休養室、放送室、その他教育事業を行なうために特に工事を必要とする施設及び工事の実施上これらと不可分な施設	一級工事—改築90％、改造100％ 併行100％ 二級工事—改築70％、改造100％ 併行100％	詳細は「防衛施設周辺の整備等に関する法律施行令」（防衛施設庁告示第３号）「音響の強度及び頻度に関する規則」（同施設庁告示第２号）などを参照のこと ○読谷村が学校校舎の防音工事を申請中（読谷補助飛行場、嘉手納飛行場の爆音被害で）○北中城が学校、役場、農協の防音工事計画（普天間飛行場）○那覇市が小学校と幼稚園各１件の防音工事計画
2 幼稚園	職員室、保育室、遊戯室、保健室、その他幼稚園児の教育事業を行なうために特に工事を必要とする施設及び工事の実施上これらとの不可分な施設	同上	
3 保育所	乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、医務室、その他児童福祉事業である保育を行なうために特に工事を必要とする施設および工事の実施上これらと不可分な施設	同上	
4 教護院	生活指導、科学指導並びに教護院の事務執行に必要な設備で工事を必要とする施設及び工事の実施上これらと不可分な施設	同上	
5 病院・診療所	病室、新生児室、診療室、手術室、分娩室、処置室、準備室、検査室、実験研究室、調剤室、医師勤務室、看護婦勤務室、その他医療保健業を行なうために特に工事を必要とする施設及び工事の実施上これらと不可分な施設	一級工事—改築80％、改造100％ 併行100％ 二級工事—改築70％、改造100％ 併行100％	
6 特別養護老人ホーム	居室、静養室、医務室、事務室、看護婦室、寮母室、機能回復訓練室、その他老人福祉事業を行なうため特に工事を必要とする施設及び工事の実施上これらと不可分な施設	同上	
7 救護施設	居室、静養室、医務室、事務室、寮母室、その他生活保護活動を行なうため特に工事を必要とする施設及び工事の実施上これらと不可分な施設	一級工事—改築90％、改造100％ 併行100％ 二級工事—改築70％、改造100％ 併行100％	
8 精神薄弱児施設 精神薄弱児通園施設	学習指導室、訓練室、遊戯室、各種作業室、寝室、居座、食堂、静養室、面会室、事務室、医務室、観察室、検査室、相談室、指導員室、図書室、記録室、その他児童の教育のために工事を必要とする施設及び工事の実施上これらと不可分な施設	同上	
（法第４条に基づくもの） 1 学習等共同利用施設、公民館、図書館、庁舎 2 養護老人ホーム、隔離病舎 3 看護婦養成所、準看護婦養成所		1の施設は定額補助 2は75％ 3 〃	金武村役場が防音工事を含む役場庁舎の改築の補助事業計画をしている（キャンプ・ハンセン）

基地周辺整

障害の防止・軽減

地区に関連するもの）などの障害防止対策事業十四件、読谷村字渡慶次―字波平間などの道路改修等事業五件、嘉手納村の嘉手納小、中学校、読谷村の古堅小学校の冷房工事を含む防音工事（嘉手納飛行場に関連するもの）それに勝連村の農業研修施設の民生安定助成事業一件となっています。

これら市町村における事業に対する補助の割合は、本土の場合「障害の発生が米軍や自衛隊以外の者の行為にも帰せられるとき、または、補助工事が補助を受ける者を利することとなるときは補助の割合を減じ」、（八〇％程度の補助率）全額補助の原則に例外規定が設けられていますが、沖縄は政令改正による特別措置で、市町村に限定されている事業主体が「県または市町村」に広げられ、周辺整備法第四条に基づく道路改修などは一〇〇％の補助。民生安定事業についても本土より補助率を引き上げ優遇しています。

同法の適用初年度に当る四十七年は、沖縄側の受け入れ準備の遅れもあって、事業対象も限られたものになっており、従って予算額も八億五千八百万円どまりとなっていますが、防衛施設庁は次年度

きた漁業損害事件がきっかけとなって、基地による住民損害問題が社会・政治問題化した、といわれます。以来、基地周辺住民や関係地方公共団体からの基地周辺問題の法的措置による処理解決要望が高まり、昭和二十八年八月、いわゆる特損法（日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律）が制定されました。

しかし、同法は「損失の補償」を定めただけで「損失の防止・軽減・対策」面への配慮がまったく欠けた内容であり、基地周辺問題処理のための法律として不十分なため、住民からの不満が強まり、ついに①障害防止対策②民生安定助成③道路改修等の助成④騒音防止⑤特定飛行場周辺の移転補償…など主な内容とした多様の基地周辺問題に対処すべく現行基地法が制定されたのです。また、昭和二十九年、それまでの予備隊、警備隊が自衛隊となって発足、その規模が増大するにつれ、自衛隊側からの住民損害も発生するようになり、基地公害の賠償に輪をかけてきたため、特損法だけでは、基地問題の解決はとても望めなくなったことも基地法制定の大きな理由

前者の問題について、沖縄革新市町村長会は、去る八月十九日の会議で「基地法を基地強化、自衛隊配備のための宣ぶ工作に利用すれば強く反対する」ことを確認しましたが、同時に「米軍や自衛隊の行為により起きている障害は政府の責任で解決処理するのは当然であり、障害に対する補償の要求は住民の権利である」との考え方から、同法のあるなしにかかわらず現実に起きている基地障害に対して補償要求する構えです。

また、同法に基づく、障害防止や民生安定事業は、県、市町村がオーケーしてはじめて実施されるもののため、個々の基地周辺住民が損害補償など助成事業を希望しても事業主体である県や市町村の諒承がなければ、法の適用を受けられない、という制約があるため、法の趣旨、目的が十分に果されていないとする意見もあります。つまり、基地に関連する住民損害が、実際に存在するのであれば、県、市町村を通さなくとも、法の適用が受けられるようにすべきだ、というのがこの意見ですが、いずれにしても、同法のあり方については、いま、再検討すべき時期にきているようです。

補償の損害確認調査開始

十九日 ▼沖縄県革新市町村長会、土地の強制使用通知書の返送などを緊急総会で決める

二十一日 ▼読谷村の軍用地契約拒否地主代表、損失補償金請求書（六四四人分）を那覇防衛施設局に提出、嘉手納、美里の拒否地主は提出ずみ

二十二日 ▼政府、沖縄軍用地（施設区域）地主に対する見舞金等（見舞金二十五億、協力謝金十億）の支払い方法を閣議決定、支払額は一万円から最高七万円まで▼沖縄県市長会臨時総会、公用地等暫定使用法反対を決める

二十三日 ▼政治問題となっていた山梨県・北富士演習場の再契約問題、暫定使用協定により一応ケリ

二十九日 ▼防衛施設庁、昭和四十八年度の沖縄軍用地賃貸料を概算要求、要求額は一九八億一〇〇万円▼国道三三一号線等開放要求住民会議（金城睦会長）結成

【九月】

六日 ▼那覇空港開港式

七日 ▼比嘉土地連会長、県議会総務委で軍用地の解放及び復元補償の実現方を訴える

十二日 ▼比嘉北谷村長、ハンビー飛行場東突堤の返還を那覇防衛施設局に申し入れる

十三日 ▼南援の後を受継ぐ財団法人・沖縄協会（大浜信泉会長）発足、業務開始は四十八年四月

十四日 ▼那覇防衛施設局が、嘉手納、美里の契約拒否地主に強制使用通知出す▼古堅読谷村長、大湾祁彦同村渡具知軍用地開放要求地主会長が、同区の軍用地約十七万平方メートルの解放を那覇防衛施設局に要求▼瀬長島を取り返す協議会主催・土地強制収用に抗議し瀬長島を取り返す村民大会開催

十六日 ▼県、復帰協、人権協会、市長会、町村長会、弁護士会、土地連の七者が請求権問題の今後の取組みについて協議、問題の解決推進のため協議体組織を作ることで意見まとまる▼在沖米総領事館、返還協定に基づく請求権事項の処理は在沖米陸軍地区工兵隊で取り扱うと発表

十九日 ▼民間の個人住宅にも防音装置したい、那覇防衛施設局長が県議会総務委員に答える。

二十六日 ▼土地連七二年度定期総会

二十八日 ▼第二次世界大戦中、旧日本軍に接収され国有地となっている土地の返還実現について関係市町村と土地連が協議

三十日 ▼防衛庁、沖縄への自衛隊配備計画発表▼屋良県知事、自衛隊沖縄配備計画に反対の抗議談話発表

【十月】

三日 ▼「損害補償金を早急に支払え」那覇・美里・嘉手納の契約拒否地主代表、那覇防衛施設局に要求▼県総務部渉外課等による嘉手納飛行場爆音調査結果発表さるが、騒音度昼夜七〇ホン以上、発生源はファントムと給油機が主

六日 ▼土地連役員会、非細分土地制度の存続並びに同賃貸料の早期支払についての要請決議行なう

七日 ▼奥武山球場横で、国道三三一号線即時開放要求総決起大会開く

九日 ▼政府、四次防計画決定、総額四兆六千三百億円、沖縄にはナイキ、ホークを配備▼防衛施設局、基地周辺整備法に基づく昭和四十七年度事業第一次計画発表、障害防止対策事業＝十三件で九、一五〇万円、道路改修等事業＝三件で五、二〇〇万円

十一日 ▼那覇防衛施設局、読谷村の軍用地契約拒否地主（トリイ通信施設を除く）に強制使用通知出す

十二日 ▼「沖縄の米軍基地を整理縮小するよう米国に要請する」衆院沖特委で増原防衛庁長官が答弁▼中部市町村会、嘉手納飛行場の民間への解放を決議、来県中の福田自治大臣に要請

十七日 ▼土地連、国有地返還対策研究委員会を設置

二十二日 ▼知花弾薬庫に核爆弾貯蔵の疑い濃いと公明党が調査結果公表、沖縄原水協、社会党沖縄県連の核存在指摘に続くもの

二十四日 ▼開発をすすめる上で沖縄の米軍基地はできるだけ早期に整理縮小されるべき、と国土総合開発審議会が沖縄開発基本構想で答申

二十五日 ▼復元補償で県、DE、土地連が協議①被害地の確認調査を早急に開始する②調査、補償額査定は五者（県・DE・地主・市町村・土地連）による実施、合意を必要とする③補償事務は四十八年五月までに完了する

二十六日 ▼B52戦略爆撃機一〇三機が嘉手納基地に大挙飛来、台風避難が理由

二十九日 ▼B52全機退去

三十日 ▼県臨時議会「B52戦略爆撃機の再飛来阻止に関する意見書・決議」「米軍基地の総点検に

民生安定施設の助成　（法第4条に基づく補助）

補助対象施設	補助の対象となる障害	助成事業の内容	補助の割合	補助事業計画のある沖縄の市町村（昭47・8現在）	備考
1放送施設 ①有線放送施設 ②有線放送電話施設 ③無線放送施設	○農耕、採草、放牧などのため陸上演習場、空対地射爆撃場、地対空射爆撃場などに立ち入り、またはこれらに隣接して農業などを営む周辺住民が、自衛隊などの実弾射撃により危害を受ける恐れがあるため迅速な演習通報の周知徹底を図る必要がある場合○既設の有線放送施設などによる放送が自衛隊・米軍の航空機の飛行に伴なう騒音により、聴取困難になっている場合	①本部施設（交換機、拡声装置、電源装置、舎屋など）、線路施設（電柱など）、端末施設（テレホン・スピーカーなど） ②本部施設（拡声装置、電源装置、電盤、舎屋など）、線路施設（電柱など）、端末施設（スピーカーなど） ③送信設備（送信機、電源設備、放送室など）、受信設備（受信機など）	①　80% ②　$\frac{2}{3}$ ③　75%		航空機騒音とは80ホーン以上の騒音による聴取障害「有線放送電話施設」に対する$\frac{2}{3}$補助は政令改正による沖縄だけに適用される（本土は55%）
2水道施設	○自衛隊・米軍の演習による陸上演習場、空対地射爆撃場などの荒廃または飛行場などの整備により、飲料水としている流水、湧水などが汚濁して飲料不適となり、または水量が減少して飲料水が不足している場合○防衛施設からの汚水の排出により飲料水として使用している流水、湧水などが汚染して飲料不適となっている場合○防衛施設への給水量の大幅な増大により一般住民の飲料水の給水に不足をきたしている場合○その他自衛隊・米軍の演習などにより周辺住民の飲料水に障害をおよぼしている場合	○取水設備（井戸、集水埋きょ、貯水池、取水ポンプなど）、送水設備（導水管、送水管など）、浄水設備（浄水池、滅菌装置など）、配水設備（配水池、配水管など）○施設を設置するための必要な用地（補償費を含む）	$\frac{2}{3}$	伊江村（伊江島補助飛行場）	給水装置、事務所、倉庫、植樹（工事施工のための事務所や倉庫を除く）は、補助の対象とならない 本土は60%補助
3し尿処理施設	○し尿処理施設は、市町村が防衛施設から排出されるし尿を埋立、投棄などにより処理しているため、悪臭の発散、害虫の発生など環境上非衛生的となっている場合に設置する。ただし、原則として「補助の割合」により算定した値が$\frac{3.5}{10}$以上である場合に限る	○投入、かす処理、混合処理、消化処理、し尿消化加温、稀釈調整、酸化処理、沈澱処理、計量、滅菌処理、汚泥の濃縮分離、薬品添加、PH調整、汚泥処理、乾燥汚泥積出、揚水、電気、計器、搬入、水質試験などの施設や設備○その他、施設を設置するための用地（補償費含む）	$\frac{2}{3}$		本土は50%補助
4ごみ処理施設	○市町村が防衛施設から排出されるごみを埋立、投棄などにより処理しているため悪臭の発散、害虫の発生など環境衛生上非衛生的となっている場合に設置する。ただし、原則として「補助の割合」により算定した値が$\frac{3}{8}$以上である場合に限る	仕込台・投入設備、炉上屋、下屋、炉体、通風設備、助燃設備、煙道、煙突、沈降室その他排煙処理設備、灰搬出設備、電気設備、給排水設備、各種計器、搬入路など搬入設備、維持管理施設（作業員控室、管理室、ごみ試験室）、施設を設置するための用地（補償費含む）	$\frac{2}{3}$	国頭村（安波訓練場）、金武村（キャンプハンセン）	本土は50%補助 事務所、倉庫、公舎、植樹などの施設は、補助の対象としない（工事施工のための事務所や倉庫を除く）
5消防施設	○陸上演習場における黄燐発煙弾などの実弾射撃などにより火災が発生し、またはその危険がある場合○飛行場周辺で航空機の墜落などの事故が発生し、または、その危険がある場合○空対地射爆撃場周辺で航空機の墜落、誤爆などの事故が発生し、または射爆撃場内において火災が発生し、またはその危険がある場合○貯油施設、弾薬庫などにおいて大量に危険物を貯蔵し、取り扱っている場合○営舎、キャンプなどで多人数が居住し訓練を行なっており、火災がしばしば発生し、またはその危険がある場合	消防ポンプ自動車（消防専用電話装置付）防火水そう	50%	国頭村（北部訓練場）、伊江村（伊江島補助飛行場）	消防ポンプ自動車の規格、購入の限度額は原則として総理府告示「消防施設の基準額」による
6水泳プール（学習等供用施設）	○防衛施設の設置により、周辺住民の利用していた遊泳場所が失なわれ、または遊泳が困難になった場合○陸上演習場などの荒廃により周辺住民の利用していた遊泳場所が汚濁し、または水量が減少し、遊泳が困難になった場合○防衛施設からの汚水の排水により周辺住民の利用していた遊泳場所が汚染し、遊泳が困難になった場合	○水そうとその附帯設備（循環ろ過装置、給排水設備、管理室、監視台、更衣室、シャワー、洗面洗眼設備、便所、足洗い場、外柵○その外必要な設備	補助金の額 小、中学校の生徒1人当り1,000円とする。ただし、1基当りの最高額は6,300千円とする		水そう＝鉄筋コンクリート鋼製造りで、長さ25メートル、幅11.5メートル 7の施設は1部落以上を対象として設置される。規模＝最低60人、最高150人保育
7保育用施設（学習等供用施設）	○保育所は原則として自衛隊・米軍の中演習場以上の演習場以上の演習場内に土地もしくは立木を有し、農耕、伐採などの生業を営む者または入会慣行を有し、当該演習場内への立ち入りを容認されている者が、場内の荒廃または危険性のため乳幼児を一緒につれていくことができないと認められる場合に設置される	○保育用建物（乳児室、ほふく室、保育室、遊ぎ室、医務室、調理室、事務室、用務員室、便所など）○屋外遊ぎ場○その他保育に必要な設備	補助金の額 幼児1人当り94千円とする。ただし、1施設当りの最高額は14,100千円。通園バスは1台当り1,300千円とする	7では宜野座村（キャンプハンセン）、石川市（嘉手納飛行場）3件、北谷（嘉手納飛行場、キャンプ桑江）3件、与那城村（ホワイト・ビーチ地区）2件、具志川市（嘉手納飛行場）コザ市（嘉手納飛行場）3件嘉手納（嘉手納飛行場）	7の施設のうちいずれの施設を設置するかは、それぞれの市町村で選択する
8児童体育施設	○防衛施設の設置により児童の集会、課外活動、運動会などレクレーションの場を失なった場合▼自衛隊・米軍の演習、重車両の通行などにより児童の集会、課外活動、運動会などレクレーション活動が危険になった場合	○児童厚生体育施設（建物＝体育室、更衣室、遊ぎ室、図書室、便所など）○児童室内体育施設（建物＝体育室、便所など）	両施設に対する補助は最低5,000千円 最高11,400千円		
9農業用施設	○陸上演習場などにおいて戦車、重火器などの演習による場内の荒廃または立ち入り制限のため、山菜、すみなど林野雑産物の採取不能もしくは採取量の減少が生じている場合た陸上演習などにおいて、その運用のため従来から利用してい○放牧地を喪失した場合○陸上演習などにおいて、その運用のため場内の耕作地を離作したことにより経営面積が減少した場合○防衛施設の拡張などにより、農業の振興計画が縮小または中止された場合○防衛施設の拡張などにより、農道または用排水路を変更したため、農作業などに支障が生じている場合○防衛施設の拡張などにより、防災林などが伐採されたため、農作物の育成阻害などが生じている場合○基地法第5条により移転したため農耕地までの距離が増大している場合○通信施設周辺において、電波障害物制限の規制を受けているため、農業経営の近代化が阻害されている場合○その他防衛施設の運用により、営農上などの障害が生じている場合	○土地基盤整備(ほ場整備、土地改良、農地造成改良、草地造成)○水田、畑作及び園芸近代化施設(農業機械、定地配管施設、温室施設、育苗施設、加工施設、乾燥調整施設、集荷施設、貯蔵施設)○畜産近代化施設(農業機械、畜舎、家畜用水施設、放牧施設、育すう施設、畜産物処理施設、集乳施設、集荷施設)○農民研修施設○その他、地域の特色から必要と認められる事業または必要度が高く、かつ事業効果が顕著であると認められる施設	80%	国頭村（安波訓練場）、北中城（泡瀬倉庫地区）5件、糸満（与座岳航空通信施設）21件	○8の「土地基盤整備」の中のほ場整備の大きさは30アール。農道幅員は幹線が2車線、支線が1車線○「水田、畑作…施設」の中の加工施設は、生産地において農業者が共同で実施する低次の加工施設で、びん詰、ジュース製造などの高次のものは補助対象とならない。○乾燥調整施設は、水田作及び畑作の経営近代化に供する施設○温室施設は園芸の経営近代化に供する施設○「畜産…施設」の中の畜産物処理施設は採肉鶏などの処理出荷を行なう施設であり屠畜場は含まない○また、畜舎は家畜(乳牛、肉牛、豚、鶏)の繁殖育成、搾乳、採卵、肥育などを行なうための施設である
10漁業用施設	○操業制限水域の設定により、制限水域外に操業などの不能な漁場が生じている場合○操業制限水域の設定により、漁船の迂回を強いられ、航行時間の増大による操業時間の短縮、漁獲物の鮮度の低下などが生じている場合○操業制限水域の設定により、漁場または漁業種類の転換を強いられ、それに伴なう経費の増大を生じている場合○操業制限水域の設定により、主たる漁場を沖合へ変更したため、海難防止などの措置が必要になった場合○操業制限水域周辺漁場で操業する漁船に対して、危険防止のための措置が必要になった場合○操業制限水域に隣接する漁場において艦船の頻繁な航行により、漁船の操業が阻害されている場合○防衛施設の設置、拡張、射爆撃訓練などにより、天然の藻場、魚礁などを損傷した場合○対地射爆撃訓練など海浜の提供を伴なう操業制限水域の設定により、周辺の漁業者が利用していた海浜などが使用不能または使用困難になった場合○防衛施設からの汚水の排出により、ノリ養殖などの漁獲量が減少した場合○その他防衛施設の運用により、漁業上などの障害が生じている場合	○漁場改良造成事業(築いそ、のり人工採菌施設、魚礁)○経営近代化施設(かん水などなど畜養施設、集団操業施設、漁業用通信施設、漁船、漁具保全施設、漁船用補給施設、冷凍、冷蔵施設、製氷、貯水施設、水揚、荷さばき施設、水産物保管施設、水産物加工施設○その他地域の特色から必要と認められる事業または必要度が高くかつ事業効果が顕著であると認められる施設	$\frac{2}{3}$ 同施設の修築事業は100%		本土は60補助　種苗や前項①の漁場改良造成事業に掲げる移転、修繕、災害復旧および更新は補助の対象から除かれるが、特別の理由がある場合はこの限りでない○「経営近代化施設」の中の水産物保管施設は、のり、こんぶ、塩干魚などの水産製品の保管倉庫とする○水産物加工施設は、生産地で漁業者が共同で実施する低次加工施設のことで、びん詰、フィッシュ・ソーセージなどの高次加工施設は補助の対象とならない
11汚水排水施設	防衛施設から排出される汚水により、当該排水路周辺の住民が、悪臭、害虫の発生、井戸の汚染などの障害をこうむっている場合に設置する	○汚水排水管渠およびこれに附属するマンホール、吐口などの施設○ポンプ施設およびこれに附属する設備○終末処理場以外の汚水処理施設○当該施設設置に必要な最小限度の用地（補償費を含む）	$\frac{7.5}{10}$	本部町（八重岳通信施設）、金武村（屋嘉レストセンター）	汚水排水施設の計画設計は原則として暗きよによるものとする 本土は70%補助　補助は、公共の用に供することを目的として行なうものに限り全額補助は施設庁長官が港湾施設用地を指定した場合の施設
12港湾施設	港湾施設の大部分が防衛施設として占められているため、一般船舶による接岸、荷役作業などに支障が生じている場合	港湾施設用地(埋立、埋め立てに関連する仮護岸、整地、道路部分を除く舗装、地表排水工など	100%		

関する意見書・決議」を全会一致で可決▼瀬長島の土地約三万坪が海没、豊見城村の土地調査で判明▼那覇市軍用地主会臨時総会で会長に赤嶺一男氏、副会長に当間林徳氏選ぶ

三十一日　▼那覇防衛施設局、第四次強制使用通告を文書通知、この通知で個人地主への使用通知すべて終る

【十一月】

一日　▼土地連、返還協定四条三項に基づく復元補償請求書DEに提出▼自治省、基地交付金の現年度分支出を決定、沖縄分十三億一千万円

七日　▼「見舞金を賃貸料に含めよ」土地連、昭和四十八年度の賃貸料で関係省庁に文書要請▼復帰協、自衛隊沖縄配備反対等で県民総決起大会開く▼航空自衛隊のF一〇四迎撃戦闘機二十機沖縄に正式配備▼日本人軍雇用員二人がCS（催涙）ガスで被害、知花弾薬庫で作業中

九日　▼見舞金、宜野湾市を皮切りに支払い始まる

十三日　▼読谷村への補償金、月末で大半支払うと那覇防衛施設局が地主代表に約束

十五日　▼石川ビーチの復元補償費一千二十万六千円、地主とDEが合意

十六日　▼嘉手納基地のF4ファントム三十六機は台湾に移駐ずみ、と在沖米軍が発表

二十日　▼那覇防衛施設局、騒音防止など基地法に基づく四十七年度事業計画第二次分発表

二十四日　▼嘉手納、美里の軍用地契約拒否地主五十六人に補償金支払わる（那覇防衛施設局の初の補償金支払）▼沖縄米軍基地の整理縮小に関する第一次案を那覇防衛施設局が提出してきている、と高松施設庁長官が発表。内容＝①沖縄振興計画上返還の必要なもの②都市開発などの支障となっているもの③沖縄海洋博開催に際し返還の望ましいもの④その他地域住民に対して危険があるもの

二十五日　▼那覇市で開かれた日弁連主催・第十五回人権擁護大会で基地撤去を宣言

二十八日　▼政府、沖縄における基地周辺整備事業で政令を改正、補助率引き上げる

二十九日　▼県庁総務部渉外課、復元補償など請求権に関する補償請求事務講習会を中部地区皮切りに開く

三十日　▼「政府は〃国有地〃を返し、同地に係る地料を遡及支払いすべきだ」土地連・国有地返還対策研究委員会が旧日本軍に接収された嘉手納飛行場内〃国有地〃について結論出す

【十二月】

十三日　▼那覇市、軍用地の跡地利用について初の関係者協議会開く①今後軍用地も都市計画に組み入れる②利用計画は公共施設を優先配置

十五日　▼那覇市軍用地等地主会から独立した那覇軍用地等地主会が発足、初代会長に平良勇太郎氏を選ぶ

十八日　▼沖縄振興開発審議会（大来佐武郎会長）、開発を進めるうえでの米軍施設区域の整理縮小の必要性など政府に答申

十九日　▼土地連・比嘉会長、砂川事務局長、昭和四十八年度の軍用地等賃貸料折衝のため上京（日程一週間）

二十二日　▼勝連村議会、平敷屋地域軍用地の全面解放要請を決議▼石川市議会、基地法に基づく市中央公民館建設事業の受け入れを承認▼沖縄県革新市町村会が同日の合同会議で、全県の革新市町村長が自衛隊に対する住民登録停止について統一歩調とることを確認

二十四日　▼旧日本部飛行場関係地主代表、同飛行場の復元補償等で対政府折衝のため上京

二十五日　▼那覇防衛施設局、居所不明地主の軍用地四百二十六件に強制収用公示（通知）。市町村除く非契約地主に対する収用通知完了

二十六日　▼防衛施設庁、沖縄の米軍基地整理縮小草案まとめる（全面、部分返還など十カ所程度）